

## 残高証明書定期発行の契約解除事由改定のお知らせ

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、残高証明書定期発行の契約解除事由を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の解除事由については、改定前より残高証明書定期発行をご契約いただいているお客さまにも適用されます。

### 1. 改定日

2024年8月1日（木）

### 2. 改定内容

「残高証明書発行依頼書」に記載のある契約解除事由（6条）について、下記のとおり（4）項と（5）項を追加いたします。

改定後	現行
<p>1.～5. 省略</p> <p>6. 次の各号に該当する場合、金庫が私（当社）に通知することなく本契約を解除しても異議ありません。</p> <p>(1) 口座の解約等により、残高を証明すべき私（当社）名義の一切の取引がなくなったとき。</p> <p>(2) 私（当社）が残高証明書の発行手数料を支払わないとき。</p> <p>(3) 私に相続の開始があったとき。</p> <p>(4) 私に破産手続開始や民事再生手続開始、および<u>それに準ずる手続の開始があったとき。</u></p> <p>(5) <u>住所変更の届出を怠る等により、当金庫において所在が明らかでなくなったとき。</u></p> <p>7. 省略</p>	<p>1.～5. 省略</p> <p>6. 次の各号に該当する場合、金庫が私（当社）に通知することなく本契約を解除しても異議ありません。</p> <p>(1) 口座の解約等により、残高を証明すべき私（当社）名義の一切の取引がなくなったとき。</p> <p>(2) 私（当社）が残高証明書の発行手数料を支払わないとき。</p> <p>(3) 私に相続の開始があったとき。</p> <p>7. 省略</p>

以上